

平成30年4月18日

平成30年千葉市教育委員会会議第4回定例会

千葉市教育委員会

# 千葉市教育委員会会議第4回定例会議事日程

平成30年4月18日(水)  
午後2時開会

1 開 会

2 会議録署名委員の指名

3 会期の決定

4 会議録の承認

5 議事日程の決定

6 非公開審議の決定

7 報告事項

(1) 平成30年4月1日付教職員の人事の概要について

…………… 1

[教育指導課]

(2) 平成29年度末における市立高等学校の進路状況について

…………… 3

[教育指導課]

(3) 「いじめ対応マニュアル」について【別添】

[教育支援課]

(4) 「学校いじめ防止基本方針策定の手引き」について【別添】

[教育支援課]

(5) 千葉市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例施行規則の制定について

…………… 9

[保健体育課]

8 議決事項

議案第15号 千葉市教育委員会組織規則の一部改正について

…………… 19

[総務課]

議案第16号 第3次千葉市学校適正規模・適正配置実施方針の策定について【別添】

[企画課]

9 臨時代理報告

報告第3号 千葉市育英資金支給条例施行規則の一部改正について  
…………… 21

[教育指導課]

報告第4号 教職員の処分について

[教育職員課]

10 その他

11 閉会

報告事項 (1)

平成30年4月1日付 教職員の人事の概要について

(平成30年4月1日現在)

教育総務部教育職員課

1 異動総数について

校 種	29年度末	28年度末	27年度末
小学校	760	701	718
中学校	428	411	396
特別支援学校	42	34	41
高等学校	33		
合 計	1,263	1,146	1,155

2 新規採用教員数

校 種	29年度末	28年度末	27年度末
小学校	93	90	105
中学校	75	66	72
特別支援学校	9	8	10
高等学校	4	4	
合 計	181	168	187

[養護教諭 (10) 事務職員 (8) 栄養職員 (2)]

3 管理職の登用 (特支学校を含む)

( ) 内の数値は前年度

	校 長	副校長	教 頭
新規登用数	50 (42)	1 (1)	60 (44)

4 女性管理職数

( ) 内の数値は前年度

校 種	校 長	副校長	教 頭	合 計
小学校	22 (24)	0 (0)	42 (29)	64 (53)
中学校	1 ( 2)	0 (0)	9 ( 3)	10 ( 5)
特別支援学校	0 ( 0)	0 (0)	0 ( 0)	0 ( 0)
合 計	23 (26)	0 (0)	51 (32)	74 (58)

5 女性管理職割合

年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
割合	13.7%	14.6%	15.3%	14.7%	16.9%	21.5%



報告事項(2)

平成29年度 千葉市立千葉高等学校 進路概要

平成30年4月2日現在

大学合格者数(3年間の推移)

	現役&浪人			現役のみ		
	27年度	28年度	29年度	27年度	28年度	29年度
国公立大学	78	76	84	55	57	59
私立大学	937	831	885	741	690	698

主な国公立大学

	現役&浪人			現役のみ		
	27年度	28年度	29年度	27年度	28年度	29年度
北海道大学		3	3		2	
東北大学	1	2	4	1	1	2
筑波大学	1	4	4	1	4	2
千葉大学	40	31	35	31	27	28
東京大学			1			
東京工業大学	2	1	1	1		1
一橋大学	1	3		1	1	
横浜国立大学	1	1	2	1	1	1
信州大学	6	3	2	5	1	2
大阪大学	1			1		
首都大東京	4	2	2	4	2	2
その他	21	26	30	9	18	21
計	78	76	84	55	57	59

難関私立大学

	現役&浪人			現役のみ		
	27年度	28年度	29年度	27年度	28年度	29年度
早稲田大学	30	28	30	25	18	21
慶應義塾大学	5	10	8	3	6	4
上智大学	13	11	15	9	9	10
東京理科大学	46	35	39	33	23	17
計	94	84	92	70	56	52

MARCH

	現役&浪人			現役のみ		
	27年度	28年度	29年度	27年度	28年度	29年度
明治大学	76	41	65	54	34	51
青山学院大学	18	10	14	16	7	12
立教大学	63	45	45	54	38	34
中央大学	42	35	23	33	32	15
法政大学	107	58	67	89	46	52
計	306	189	214	246	157	164

千葉大学受験状況・合格状況(現役のみ)

	受験者数			合格者数		
	27年度	28年度	29年度	27年度	28年度	29年度
国際教養学部	4	1	2			
法政経学部	9	9	9	3	3	3
文学部	11	10	3	3	2	1
教育学部	29	21	23	10	7	10
理学部	16	16	10	5	7	2
工学部	38	25	21	7	4	6
薬学部	1	2	1			1
園芸学部	5	3	9	2	1	1
看護学部	1	1		1		
医学部		1				
計	114	89	78	31	24	24

<参考> 卒業生数

	27年度	28年度	29年度
普通科	285	286	279
理数科	38	39	39
計	323	325	318

大学合格者数(学科別/現役)

	普通科		理数科	
	28年度	29年度	28年度	29年度
国公立大学	50	48	7	11
私立大学	652	653	38	45

主な国公立大学

	普通科		理数科	
	28年度	29年度	28年度	29年度
北海道大学	2			
東北大学		2	1	
名古屋大学	1			1
東京工業大学				1
一橋大学	1			
千葉大学	25	25	2	3
筑波大学	4	2		
横浜国立大学	1	1		
信州大学		1	1	1
首都大東京	1	2	1	
その他	15	15	2	5
計	50	48	7	11

難関私立大学

	普通科		理数科	
	28年度	29年度	28年度	29年度
早稲田大学	17	19	1	2
慶應義塾大学	5	3	1	1
上智大学	9	10		
東京理科大学	15	14	8	3
計	46	46	10	6

MARCH

	普通科		理数科	
	28年度	29年度	28年度	29年度
明治大学	34	46		5
青山学院大学	7	12		
立教大学	34	34	4	
中央大学	31	13	1	2
法政大学	46	47		5
計	152	152	5	12

国公立大学受験者数(現役/前期・後期)

国公立全体	27年度	28年度	29年度
前期入試	133	154	120
後期入試	52	45	32

千葉大学

	27年度	28年度	29年度
前期入試	78	78	61
後期入試	29	21	17

進路決定状況

進路先等	人数	割合
大学(文系)	116	36.5%
大学(理系)	116	36.5%
浪人・未定	82	25.8%
その他(大学校・短大・専門・就職)	4	1.3%
計	318	100.0%

市立高等学校の進路状況について  
平成30年度入試合格者数一覧(平成30年4月2日現在)

千葉市立千葉高等学校

内訳

	普・現	普・卒	普・計	理・現	理・卒	理・計	合計
国立大	38	14	52	10	10	20	72
公立大	10		10	1	1	2	12
私立大	653	135	788	45	52	97	885
大学校	3	1	4	1		1	5
私立短大	2		2				2
専門学校	2	1	3				3
その他							
就職				1		1	1
合計	708	151	859	58	63	121	980

国公立大学 ※( )内の数字は現役生

大学名	学部	普・現	普・卒	普・計	理・現	理・卒	理・計	合計
北海道大	総合理系		3	3				3
東北大	経済	1		3(2)			1	4(2)
	工	1	1			1		
茨城大	工	2		2(2)			1(1)	3(3)
	農				1			
筑波大	情報	1	1	3(2)			1	4(2)
	理工	1				1		
埼玉大	工	3		3(3)				3(3)
千葉大	文	1						
	法政経	3						
	教育	12	2		1	1		
	国際教養	1		28(25)			7(3)	35(28)
	理				2	1		
	工	6				1		
	薬	1	1					
	園芸	1				1		
東京大	理科一類		1	1				1
東京海洋大	海洋工			1(1)	1		2(2)	3(3)
	海洋生命	1			1			
東京工業大	第1類				1		1(1)	1(1)
東京農工大	工		1	1				1
横浜国立大	経済			1(1)		1		2(1)
	理工	1						
新潟大	医					1		1
	農	1		1(1)				2(1)
山梨大	工				1		1(1)	1(1)
	理				1		1(1)	2(2)
信州大	繊維	1		1(1)				2(2)
静岡大	工		1	1				1
名古屋大	理				1		1(1)	1(1)
鳥取大	農					1	1	1
九州大	理		1	1				1
長崎大	医					1	1	1
琉球大	工		1	1				1
埼玉県立大	保健医療	1		1(1)				1(1)
千葉保健医療大	健康科学	6		6(6)				6(6)
首都大東京	都市環境	1		2(2)				2(2)
	システム	1						
横浜市立大	データサイ			1(1)	1		1(1)	2(2)
	医	1						
都留文科大	文					1	1	1

私立大学 ※( )内の数字は現役生

大学名	学部	普・現	普・卒	普・計	理・現	理・卒	理・計	合計
酪農学園大	獣医					1	1	1
国際医療福祉大	成田保健				1		1(1)	1(1)
獨協大	外国語	8		11(10)				11(10)
	法		1					
	経済	1						
	国際教養	1						
文教大	教育	3		5(4)				5(4)
	国際		1					
	人間科学	1						
神田外語大	外国語	9	2	11(9)	1		1(1)	12(10)
淑徳大	人文	1		1(1)				1(1)
城西国際大	薬	2	1	5(4)	2	1	3(2)	8(6)
	看護	2						
千葉工大	社会シス	1						
	情報科学	1	1			1		
	工	10	2	24(20)			3(2)	27(22)
	創造工	2	1					
	先進工	6				2		
千葉商大	商経	1		4(4)				4(4)
	国際教養	3						

大学名	学部	普・現	普・卒	普・計	理・現	理・卒	理・計	合計
帝京平成大	薬	4	1	5(4)				5(4)
和洋女子大	家政	1		1(1)				1(1)
了徳寺大	健康科学	1		1(1)				1(1)
植草学園大	保健医療	1		1(1)				1(1)
青山学院大	文	3						
	法	3						
	国際政経	1						
	経済	1		14(12)				14(12)
	経営	2	1					
	教育人間	1						
	理工	1	1					
大妻女子大	文	1	1					
	社会情報	6		23(21)				23(21)
	人間関係	3						
	家政	11	1					
学習院大	文	2						
	法	3	1	13(11)				2
	経済	6	1					15(11)
	理						2	
北里大	理				1	1		
	薬	3				1		
	医療衛生	1		8(8)				5(2)
	看護	2						13(10)
	獣医	2				1		
	海洋生命				1			
共立女子大	文芸	3						
	国際	2		12(12)				12(12)
	看護	2						
	家政	5						
杏林大	保健	3		3(3)				3(3)
慶應義塾大	文		1					
	法	1						
	商		1	7(3)				1(1)
	理工	1	1		1			8(4)
	薬		1					
	看護医療	1						
工学院大	工	1		1(1)				1(1)
国学院大	文	5						
	法	2		11(11)				11(11)
	経済	2						
	人間開発	2						
国際基督教大	教養	1		1(1)				1(1)
国士舘大	経営	2		3(3)				3(3)
	体育	1						
駒澤大	文	3						
	法	2	2	14(11)				14(11)
	経営	4	1					
	医療健康	2						
実践女子大	文	1		2(2)				2(2)
	人間社会	1						
芝浦工大	工	11	5		1			
	シス理工	2		25(19)	1			4(2)
	デザイン	1	1					29(21)
	建築	5					2	
順天堂大	国際教養	1						
	スポーツ	3		9(9)				9(9)
	医療看護	4						
	保健看護	1						
上智大	文	2						
	外国語	3	1	14(10)				1
	総合グロ		1					15(10)
	総合人間	1						
	理工	4	2				1	
昭和女子大	人間社会	4						
	人間文化	2		17(17)				17(17)
	生活科学	11						
白百合女子大	文		1	3(2)				3(2)
	人間総合	2						
成蹊大	文	1						
	法		1	4(2)				4(2)
	経済	1	1					
成城大	文芸	2						
	法		1	4(2)				4(2)
	経済		1					
	社会イノ	1						
聖心女子大	文	1		1(1)				1(1)
清泉女子大	文	2		2(2)				2(2)
専修大	法	4	2	8(6)				8(6)
	商	2						
創価大	理工				1		1(1)	1(1)

大学名	学部	普・現	普・卒	普・計	理・現	理・卒	理・計	合計
玉川大	農	2		4(2)				4(2)
	芸術	2						
多摩美大	美術		1	1				1
中央大	法	1						
	総合政策		1	20(13)			3(2)	23(15)
	理工	12	6		2	1		
津田塾大	学芸	1	1	2(1)				2(1)
帝京大	経済	1					1(1)	6(6)
	教育	1		5(5)				
	薬	3			1			
東海大	工					1	1	1
東京家政大	人文	1		11(11)				11(11)
	家政	10						
東京家政学院大	人間栄養	2		2(2)				2(2)
東京女子大	現代教養	6	2	8(6)				8(6)
東京造形大	造形				1	1		1
東京電機大	工	6						
	理工	2		14(13)				14(13)
	未来科学	4	1					
	システム	1						
東京農大	国際食料	7						
	地域環境	1	1					
	農	7	2	36(32)			1	37(32)
	応用生物	17						
	生命科学		1			1		
東京薬大	生命科学					1	1	1
東京理大	経営	1						
	理	4	1		2	2		
	工	3	3	26(14)	1	2	13(3)	39(17)
	理工	4	4			5		
	基礎工		3			1		
	薬	2	1					
東邦大	理	6	2	16(14)	6	4	10(6)	26(20)
	薬	6						
	健康科学	2						
東洋大	文	6	1					
	法	4						
	経済		1					
	経営	12	1	46(41)			2(1)	48(42)
	社会	8						
	国際観光	2				1		
	国際	4	1					
	理工	4						
	ライフデザイン	1	1		1			
二松学舎大	文	1		1(1)				1(1)
日本大	法	2	2					
	経済	12	3	61(50)	3		12(7)	73(57)
	商	3			1			
	文理	5	2					
	生産工	7			1	1		
	理工	15	2		2	4		
	薬	3						
	生物資源	3	2					
日本獣医生命大	獣医			1(1)		1	1	2(1)
	応用生命	1						
日本女子大	文	2	2	17(15)				17(15)
	人間社会	5						
	理	2						
	家政	6						
日本体育大	保健医療	1		1(1)				1(1)
法政大	文	5	2	60(48)			7(4)	67(52)
	法	9	1					
	経済					1		
	経営	8	3		2			
	国際文化	1						
	人間環境	6	1					
	情報科学		1					
	キャリア	2	1					
	デザイン	7	1			1		
	理工	3	1		2	1		
	スポーツ	2						
	生命科学	5	1					
星薬大	薬					1	1	1
武蔵大	経済		1	5(1)				5(1)
	社会	1	3					
東京都市大	都市生活				1		1(1)	3(3)
	メディア	1		2(2)				
	知識工	1						
武蔵野大	法	1		8(7)				8(7)
	経済	3						
	人間科学	1	1					
	看護	2						

大学名	学部	普・現	普・卒	普・計	理・現	理・卒	理・計	合計
明治大	文	7					1	
	法	8						
	政治経済	4	3	58(46)				
	経営	6			2			
	商	5	1		2			
	国際日本	7						
	情報コミ	2	1					
	総合数理				1			
	理工	5	5				1	
	農	2	2					
明治学院大	文	3		12(11)				
	法	1						
	経済	2						
	社会	5	1					
明治薬大	薬						1	1
明星大	教育	2		2(2)				2(2)
立教大	文	10	1	40(34)				
	現代心理	1						
	法	7	1					
	経済	3	3					
	経営	3	1					
	社会	2						
	観光	1						
	コミュニ	4						
	異文化コ	1						
	理	2					5	
立正大	仏教	1		11(11)				
	法	2						
	経営	6						
	地球環境	2						
早稲田大	文	7		28(19)				
	文化構想	3						
	法	1						
	政治経済	1	1					
	社会科学	2						
	教育	2	2				1	2(2)
	人間科学		2					
	基幹理工	1						
	創造理工		3					
	先進理工						1	
	スポーツ	2	1					
学習院女子大	国際文化	2		2(2)				2(2)
東京医療保健大	医療保健	4		8(8)				
	看護	1					1	9(8)
	千葉看護	3						
麻布大	獣医						1	1
産業能率大	経営	1		1(1)				1(1)
フェリス女大	国際交流	1		1(1)				1(1)
横浜薬大	薬	1		1(1)				1(1)
横浜美大	美術		1	1				1
中部大	工						1	1
大谷大	文	1		1(1)				1(1)
同志社大	文		1	3(2)				3(2)
	経済	2						
同志社女子大	学芸	1		1(1)				1(1)
立命館大	産業社会	1		1(1)				1(1)
松山大	人文	1		2(2)				2(2)
	経営	1						

大学校

学校名	普・現	普・卒	普・計	理・現	理・卒	理・計	合計
防衛医科大学校	1	1					
国立看護大学校	1		4(3)			1(1)	5(4)
海上保安大学校	1						
水産大学校					1		

短期大学

学校名	普・現	普・卒	普・計	理・現	理・卒	理・計	合計
聖徳大短大部	1		2(2)				2(2)
青山学院女短	1						

専門学校

学校名	普・現	普・卒	普・計	理・現	理・卒	理・計	合計
東京医薬専門学校	1						
大原学園専門学校		1	3(2)				3(2)
東京保育専門学校	1						

就職

	普・現	普・卒	普・計	理・現	理・卒	理・計	合計
船橋市職員				1		1(1)	1(1)

平成29年度 千葉市立稲毛高等学校 進路概要

平成30年4月3日現在

大学入試合格者数（3年間の推移）

<全体>

	現役&浪人			現役のみ		
	27年度	28年度	29年度	27年度	28年度	29年度
国公立大学	54	41	39	37	33	28
私立大学	925	942	1007	748	835	889

<国公立大学>

	現役&浪人			現役のみ		
	27年度	28年度	29年度	27年度	28年度	29年度
茨城						
岩手	1	2		1	1	
大阪			1			
大阪教育	1			1		
お茶の水	1					
金沢			1			
神戸			1			1
埼玉	1		1	1		
信州	1	1	1			1
千葉	25	20	12	19	18	12
筑波	2		1	2		
電気通信	1	1			1	
東京	1		2			2
東京外国語	2	3	1	1	3	1
東京海洋	1			1		
東京学芸	2		2			1
東京藝術	1					
東京工業	1	2	1	1	2	1
東北	1	1	1		1	1
名古屋	1			1		
長崎			1			1
一橋			2			1
弘前	1	1		1		
福井			1			
広島		1				
北海道	1		3			2
宮崎			1			1
山形	1	1				
横浜国立	1	1	1	1		
琉球			1			
国際教養		1	1		1	1
首都大学東京	1		1	1		1
千葉県保健医療	4	4		4	4	
名古屋市立			1			1
兵庫県立	1			1		
横浜国立	1			1		
防衛大学校			1			
防衛医科大学校		2			2	
計	54	41	39	37	33	28

<主な私立大学>

	現役&浪人			現役のみ		
	27年度	28年度	29年度	27年度	28年度	29年度
慶應義塾	9	6	10	5	4	9
国際基督教	3	3	2	3	3	2
上智	24	17	20	15	17	19
早稲田	27	43	37	19	37	32
明治	41	60	67	32	53	57
青山学院	26	15	27	24	15	18
立教	43	42	50	30	35	40
中央	21	20	24	18	17	22
法政	77	96	87	60	88	73
計	271	302	324	206	269	272

卒業生数

	27年度	28年度	29年度
普通科	274	275	279
国際教養科	38	41	40
計	312	316	319

進路決定状況

進路先等	人数	割合
大学（文系）	201	63.0
大学（理系）	57	17.9
浪人・未定	51	16.0
その他（短大・専門・就職）	10	3.1
計	319	100

大学入試合格者数（学科別、現役）

<全体>

	普通科			国際教養科		
	27年度	28年度	29年度	27年度	28年度	29年度
国公立大学	34	30	27	3	3	1
私立大学	657	717	786	91	118	103

<国公立大学>

	普通科			国際教養科		
	27年度	28年度	29年度	27年度	28年度	29年度
茨城		1				
岩手	1					
大阪						
大阪教育	1					
お茶の水						
金沢						
神戸			1			
埼玉	1					
信州			1			
千葉	17	16	11	2	2	1
筑波	2					
電気通信		1				
東京			2			
東京外国語		3	1	1		
東京海洋	1					
東京学芸			1			
東京藝術						
東京工業	1	2	1			
東北		1	1			
名古屋	1					
長崎			1			
一橋			1			
弘前	1					
福井						
広島						
北海道			2			
宮崎			1			
山形						
横浜国立	1					
琉球						
国際教養		1	1			
首都大学東京	1		1			
千葉県保健医療	4	4				
名古屋市立			1			
兵庫県立	1					
横浜国立	1					
防衛大学校						
防衛医科大学校		1			1	
計	34	30	27	3	3	1

<主な私立大学>

	普通科			国際教養科		
	27年度	28年度	29年度	27年度	28年度	29年度
慶應義塾	5	2	7		2	2
国際基督教	2	3	2	1		
上智	13	8	16	2	9	3
早稲田	17	25	29	2	12	3
明治	25	40	48	7	13	9
青山学院	17	8	14	7	7	4
立教	28	28	32	2	7	8
中央	18	17	21			1
法政	45	72	64	15	16	9
計	170	203	233	36	66	39

国公立大学受験者数（現役、前期・後期）

	国公立全体			千葉大学		
	27年度	28年度	29年度	27年度	28年度	29年度
前期入試	67	71	71	34	32	35
後期入試	21	22	20	11	13	8

千葉大学受験状況・合格状況（現役のみ）

	受験者数			合格者数		
	27年度	28年度	29年度	27年度	28年度	29年度
法政経学部	7	4	6	3	1	
文学部	9	5	4	3	2	1
教育学部	23	5	10	6	3	6
国際教養学部	2	3	4	1	3	1
理学部	2	5	2	2		
工学部	16	18	16	3	8	2
薬学部	1	3	3			
園芸学部	1	3	3	1		2
看護学部		2	2		1	
計	44	48	50	16	18	12

# 市立高等学校の進路状況について

千葉市立稲毛高等学校

2018年度入試 合格状況 (平成30年4月3日現在)

<国立大学>			現役生		卒業生	
大学名	現	卒	普	国	普	国
大阪		1			1	
金沢		1			1	
神戸	1		1			
埼玉		1			1	
信州	1		1			
千葉	12		11	1		
筑波		1			1	
東京	2		2			
東京外国語	1		1			
東京学芸	1	1	1		1	
東京工業	1		1			
東北	1		1			
長崎	1		1			
一橋	1	1	1		1	
福井		1			1	
北海道	2	1	2		1	
宮崎	1		1			
横浜国立		1			1	
琉球		1			1	
国際教養	1		1			
首都大学東京	1		1			
名古屋市立	1		1			
防衛大学校		1			1	
国立大計	28	11	27	1	11	0

<私立大学>			現役生		卒業生	
大学名	現	卒	普	国	普	国
青山学院	18	9	14	4	5	4
亜細亜	1		1			
跡見学園女子	3		3			
桜美林	1			1		
大妻女子	11		11			
開智国際	1		1			
学習院	28	9	23	5	8	1
学習院女子	11		8	3		
神奈川	2		2			
神田外語	38		36	2		
北里	2		2			
京都産業	1		1			
共立女子	8		7	1		
杏林	3		3			
慶應義塾	9	1	7	2	1	
甲南女子	2		2			
國學院	16		14	2		
国際医療福祉	2		2			
国際基督教	2		2			
国士舘	1	2	1		2	
駒澤	16		15	1		
産業能率	1		1			
実践女子	9		9			

<私立大学>			現役生		卒業生	
大学名	現	卒	普	国	普	国
芝浦工業	16	2	16		1	1
淑徳	4		3	1		
順天堂	6		5	1		
城西国際	1		1			
上智	19	1	16	3	1	
昭和	1		1			
昭和女子	13	3	12	1	3	
白百合女子		2			1	1
成蹊	11	2	10	1	2	
成城	15	1	13	2	1	
聖心女子	1			1		
清泉女子		1			1	
聖徳	3		3			
専修	6	1	6		1	
大正	2		2			
大東文化	1		1			
玉川	4		4			
千葉経済	1			1		
千葉工業	21	1	21		1	
千葉商科	9		9			
中央	22	2	21	1	1	1
津田塾	4	1	2	2	1	
帝京平成	3		3			
東海	4	1	4		1	
東京医療保健	4		3	1		
東京家政	10		10			
東京工科	1		1			
東京女子	6	1	5	1	1	
東京電機	5		5			
東京都市	3		3			
東京農業	19		19			
東京理科	17	4	17		3	1
同志社	2		2			
同志社女子	2		2			
東邦	24	1	17	7	1	
東洋	65	8	60	5	8	
東洋学園	1		1			
獨協	7	1	3	4	1	
日本	70	13	67	3	13	
日本獣医生命科学	3		3			
日本女子	14	2	12	2	2	
文教	11	1	9	2	1	
法政	73	14	64	9	14	
星薬科	2		2			
武庫川女子	1		1			
武蔵	8		3	5		
武蔵野	6	2	6		2	
武蔵野美術	1		1			
明海	2		2			
明治	57	10	48	9	10	

<私立大学>			現役生		卒業生	
大学名	現	卒	普	国	普	国
明治学院	24	3	16	8	3	
明星		1			1	
目白	2		2			
立教	40	10	32	8	10	
立正	4	1	4		1	
立命館	9		9			
立命館アジア太平洋	2		1	1		
ルーテル学院		1			1	
麗澤	1		1			
早稲田	32	5	29	3	4	1
和洋女子	8	1	8		1	
私大計	889	118	786	103	108	10

<短期大学>			現役生		卒業生	
大学名	現	卒	普	国	普	国
青山学院女子短大	1		1			
大妻女子大短大部	1		1			
女子栄養大短大部	1		1			
女子美術大短大部	1		1			
短大計	4		4			

<専門、他>			現役生		卒業生	
大学名	現	卒	普	国	普	国
東京医療専門学校	1		1			
船橋看護専門学校		1			1	
Orange Coast大(米)	1			1		
New South Wales大(米)	1		1			
Utah Valley大(米)	1			1		
留学準備	3		2	1		
専門計	7	1	4	3	1	

<その他>			現役生		卒業生	
大学名	現	卒	普	国	普	国
警視庁Ⅲ類	1		1			

普…普通科  
国…国際教養科



報告事項（５）

千葉市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例施行規則の制定について

学校教育部保健体育課

1 趣旨

「千葉市学校給食の実施及び学校給食の管理に関する条例」の平成30年4月1日施行に伴い、施行に関して必要となる事項を定める施行規則を定め、同日施行した。

2 規則施行日

平成30年4月1日

3 規則概要

施行規則で定める主な事項は以下のとおり

- ・ 学校給食費の額
- ・ 学校給食費の納付期限
- ・ 督促の実施
- ・ 学校給食費の減免

4 その他

当該規則は、市長の権限に属する事務に関する規則であるため、教育委員会規則ではなく、千葉市の規則として制定している。

当該条例及び施行規則の施行にあたって必要となる細則を定めた「千葉市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する要綱」についても、同日付で施行した。

## 千葉市規則第12号

### 千葉市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例施行規則

#### (趣旨)

第1条 この規則は、千葉市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例（平成29年千葉市条例第32号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

#### (学校給食の実施日)

第2条 学校給食を実施する日は、教育委員会が別に定める。

#### (学校給食費の額)

第3条 条例第4条第2項の規定により定める学校給食費の額は、別表第1の左欄に掲げる者の区分に応じそれぞれ同表の右欄に掲げる額とする。

2 前項の規定にかかわらず、児童、生徒その他学校給食の提供を受ける者について食材に関して特別の配慮が必要であると認められる場合その他市長が特別の事情があると認める場合における学校給食費の額は、同項の額の範囲内で市長が別に定める額とする。

#### (学校給食費の納付)

第4条 学校給食費負担者は、別表第2に定める期別ごとに、学校給食費の額に同表に定める対象月において学校給食を実施する予定の日の合計数を乗じて得た額（第6条第2項において「予定納付額」という。）を納付しなければならない。

#### (学校給食費の納付期限)

第5条 条例第5条の規則で定める日は、別表第2の左欄に掲げる期別及び同表の中欄に掲げる対象月に応じそれぞれ同表の右欄に掲げる日（これらの日が日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下この条において「休日」という。）に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日）とする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

#### (学校給食費の調整)

第6条 一の年度における学校給食費の額が発生した日の合計数（以下この項及び次項において「確定日数」という。）が一の年度における学校給食を実施する予定の日の合計数（以下この項及び次項において「予定日数」という。）を上回る場合は、学校給食費負担者は、学校給食費の額に確定日数を乗じて得た額と学校給食費の額に予定日数を乗じて得た額との差額（次項において「差額」という。）を、市長が定める期限までに納付しなければならない。

2 確定日数が予定日数を下回る場合は、市長は、別表第2に定める期別のうちその納付期限が最も遅いものに係る予定納付額から順次に、予定納付額から差額を減ずるものとする。

（督促）

第7条 条例第6条の規定による督促は、納付期限後40日以内に行うものとする。

（学校給食費の減免）

第8条 条例第8条の規定による学校給食費の減免（次項において「減免」という。）は、災害等により学校給食費負担者に学校給食費を納付する資力がないと認められる場合その他市長が特別の事情があると認める場合に行うものとする。

2 減免を受けようとする学校給食費負担者は、学校給食費減免申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の規定による申請があった場合は、その可否を決定し、学校給食費減免決定通知書（様式第2号）により、当該申請者に通知するものとする。

（委任）

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別表第1

区分	学校給食費の額 (1人1日につき)
----	----------------------

小学校の第1学年から第3学年までの児童及び当該児童と同等の学校給食の提供を受ける者	255円
小学校の第4学年から第6学年までの児童及び当該児童と同等の学校給食の提供を受ける者	273円
中学校及び高等特別支援学校の生徒及び当該生徒と同等の学校給食の提供を受ける者	290円
特別支援学校小学部の第1学年から第3学年までの児童及び当該児童と同等の学校給食の提供を受ける者	288円
特別支援学校小学部の第4学年から第6学年までの児童及び当該児童と同等の学校給食の提供を受ける者	298円
特別支援学校中学部及び高等部の生徒及び当該生徒と同等の学校給食の提供を受ける者	349円

別表第2

期別	対象月	納付期限
第1期	4月及び5月分	6月25日
第2期	6月分	7月25日
第3期	7月分	8月25日
第4期	8月及び9月分	10月25日
第5期	10月分	11月25日
第6期	11月分	12月25日
第7期	12月分	1月25日
第8期	1月分	2月25日
第9期	2月及び3月分	3月25日

【参考】

千葉県条例第32号

千葉県学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、本市が設置する学校における学校給食法（昭和29年法律第160号）第4条及び特別支援学校の幼稚部及び高等部における学校給食に関する法律（昭和32年法律第118号。次条において「特別支援学校給食法」という。）第3条の規定に基づく学校給食の実施並びに学校給食費の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 学校給食 学校給食法第3条第1項に規定する学校給食及び特別支援学校給食法第2条に規定する学校給食をいう。
- (2) 学校給食費 学校給食法第11条第2項に規定する学校給食費及び特別支援学校給食法第5条第1項に規定する経費以外の学校給食に要する経費をいう。
- (3) 学校給食費負担者 学校給食を受ける児童又は生徒の保護者等（児童又は未成年の生徒については学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条に規定する保護者、成年に達した生徒についてはその者の就学に要する経費を負担する者をいう。）その他学校給食の提供を受ける者をいう。

(学校給食の実施)

第3条 本市は、本市が設置する学校（高等学校を除く。）において学校給食を実施するものとする。

(学校給食費の徴収)

第4条 市長は、学校給食費負担者から学校給食費を徴収する。

2 学校給食費の額は、規則で定める。

(学校給食費の納付)

第5条 学校給食費負担者は、学校給食費を規則で定める日（次条及び第7条第1項において「納付期限」という。）までに納付しなければ

ならない。

(督促)

第6条 市長は、納付期限までに学校給食費を納付しない学校給食費負担者があるときは、期限を定めて、これを督促しなければならない。

(遅延損害金)

第7条 学校給食費負担者は、納付期限後に学校給食費を納付する場合においては、当該学校給食費に、その納付期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、遅延損害金の額を加算して納付しなければならない。

2 前項の遅延損害金の額の計算については、千葉市税外収入金に係る延滞金の徴収に関する条例(昭和39年千葉市条例第34号)第2条及び附則第3項の規定を準用する。この場合において、同条の見出し中「延滞金」とあるのは「遅延損害金」と、同条第1項中「税外収入金の納付義務者(以下「納付義務者」という。)」とあるのは「学校給食費負担者」と、「税外収入金を」とあるのは「学校給食費を」と、「延滞金額」とあるのは「遅延損害金の額」と、同条第3項及び第4項並びに附則第3項中「延滞金」とあるのは「遅延損害金」と読み替えるものとする。

(学校給食費の減免)

第8条 市長は、特別の理由があると認めるときは、規則で定めるところにより、学校給食費を減額し、又は免除することができる。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例は、この条例の施行の日以後に実施する学校給食に係る学校給食費について適用する。
- 3 この条例の規定による学校給食の実施及び学校給食費の管理に関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

【参考】

千葉市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する要綱

平成30年4月1日施行

(趣旨)

第1条 この要綱は、千葉市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例（平成29年千葉市条例第32号。以下「条例」という。）及び千葉市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例施行規則（平成30年千葉市規則第12号。以下「規則」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、条例及び規則の例による。

(学校給食の申し込み)

第3条 学校給食費負担者は、児童、生徒その他学校給食の提供を受ける者（以下「児童等」という。）が学校給食の提供を受けようとするときは、学校給食申込書（第1号様式）を市長に提出するものとする。

2 臨時に学校給食の提供を受けようとする者（以下「臨時喫食者」という。）は、学校給食申込書（臨時喫食者等）（第2号様式）を市長に提出するものとする。

(学校給食費の通知)

第4条 市長は、学校給食費を徴収するときは、学校給食費負担者に対して、学校給食費納入額決定通知書（第3号様式）により通知するものとする。

(学校給食費の納付)

第5条 学校給食費負担者は、学校給食費の口座振替による納付を希望するときは、千葉市税等口座振替収納事務取扱要綱で規定する千葉市学校給食費等口座振替依頼書自動振込利用申込（廃止届）書を取扱金融機関に提出することとする。

2 口座振替による納付のときは、規則第5条に規定する納付期限に振替を行うこととする。

3 第1項の規定によらず学校給食費を徴収するときは、学校給食費納入通知書兼納付書により学校給食費負担者に通知するものとする。

(要保護者の学校給食に関する取扱い)

第6条 生活保護世帯に属する児童生徒の学校給食費については、生活保護法（昭和25年法律144号）第32条の規定により、市が生活保護の被保護者の児童生徒に対し、学校給食を提供する現物給付とする。

(学校給食を受けることができない場合等の届出)

第7条 学校給食費負担者は、次の各号に掲げる事由が生じたときは、学校給食変更届（第4号様式）を児童等が在学、又は入学等を予定している学校長に提出しなければならない。

(1) 食物アレルギーその他のやむを得ない事由により、牛乳の停止又は牛乳以外の学校給食の停止を希望する場合

(2) 転入学、食物アレルギーその他のやむを得ない事由により、学校給食の提供を開始するとき、又は継続的に学校給食の提供を受けることができないとき及び学校給

食の提供の再開を希望する場合

(3) 傷病等により、市が学校給食を実施する日において、連続して4日以上、学校給食の提供を受けることができない場合

(学校給食費の変更の通知)

第8条 市長は、次条による減額等による学校給食費の変更を行うときは、学校給食費納入額変更通知書(第5号様式)により通知することとする。

2 市長は、規則第6条に規定する調整を行うときは、学校給食費納入額精算通知書(第6号様式)により通知するものとする。

(学校給食費の減額)

第9条 規則第3条第2項に規定するその他市長が特別の事情があると認める場合は、次のとおりとする。

(1) 児童等が食物アレルギー等の理由により、飲用の牛乳が提供されなくなった場合

(2) 児童等が食物アレルギー等の理由により、飲用の牛乳以外の学校給食の全ての提供を受けることができない場合

(3) 児童等が病気等のため、市が学校給食を実施する日において、連続して4日以上(当該期の算定については、日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)学校給食の提供を受けることができない場合

(4) 給食室の改修工事等により、通常の学校給食を実施することができない場合

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要であると認める場合

2 前項の規定により減額となる額は、別表のとおりとする。

(学校給食費の充当)

第10条 納付された学校給食費に過納又は誤納のあるときは、その過誤納金を当該学校給食費負担者の納期限を過ぎて未納となっている学校給食費に充当するものとする。

2 市長は、前項により充当するときは、学校給食費還付(充当)通知書(第7号様式)により学校給食費負担者に通知するものとする。

(学校給食費の還付)

第11条 納付された学校給食費に過納又は誤納のあるときで、前条に規定する充当すべき学校給食費がないときは、学校給食費負担者に学校給食費を還付するものとする。

2 市長は、前項の事由が生じたときは、学校給食費還付(充当)通知書(第7号様式)により学校給食費負担者に通知するものとする。

3 市長は、学校給食費負担者から学校給食費還付金請求書(第8号様式)によって還付の請求を受けたときはし、学校給食費還付充当通知書(第9号様式)により学校給食費負担者に通知し、速やかに学校給食費を還付するものとする。

(学校給食費の督促)

第12条 規則第7条の規定による督促は、学校給食費督促状(第10号様式)により行うものとする。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、教育次長が定める。

附則

この要綱は平成30年4月1日から施行する。

別表1 学校給食費の減額

減額事由	規則別表1の区分に応じた額から減じる額
飲用の牛乳が提供されなくなったとき。	千葉県学校給食用牛乳供給価格の1円未満の端数を切り上げた額
飲用の牛乳以外の学校給食の全てが提供されなくなったとき。	規則別表1の区分に応じた額から、千葉県学校給食用牛乳供給価格を減じて得た額から1円未満の端数を切り下げた額
児童等が病気等のため、学校給食を実施する日において連続して4日以上、学校給食の提供を受けることができないとき。	規則別表1の区分に応じた額の全額
<p>給食室の改修工事等により、通常の学校給食を実施することができないときで、次の各号に該当するとき。</p> <p>(1) 学校給食の全てが提供されなくなったとき。</p> <p>(2) 飲用の牛乳以外の学校給食の全てが提供されなくなったとき。</p> <p>(3) 飲用の牛乳及び米類又はパン類以外の学校給食が提供されなくなったとき。</p>	<p>(1) 規則別表1の区分に応じた額の全額</p> <p>(2) 規則別表1の区分に応じた額から、千葉県学校給食用牛乳供給価格を減じて得た額から1円未満の端数を切り下げた額</p> <p>(3) 規則別表1の区分に応じた額から、千葉県学校給食用牛乳供給価格を減じて得た額に、米類又はパン類の調達に要した費用を減じて得た額から1円未満の端数を切り下げた額</p>
その他、市長が特に必要であると認めるとき。	上記の例に準じて算定した額

議案第15号

千葉市教育委員会組織規則の一部改正について

千葉市教育委員会組織規則の一部を改正する規則を次のとおり制定するものとする。

平成30年4月18日提出

千葉市教育委員会教育長 磯野和美

千葉市教育委員会規則第 号

千葉市教育委員会組織規則の一部を改正する規則

千葉市教育委員会組織規則（昭和45年千葉市教育委員会規則第4号）  
一部を次のように改正する。

第8条第14号中「審査請求」を「審査請求（教育長に委任された事項に係るものを除く。）」に、「裁決」を「裁決（却下するものを除く。）」に改める。

第12条第9号を次のように改める。

（9）行政不服審査法の規定による審査請求（教育長に委任された事項に係るものを除く。）に関する事（第8条第14号に規定する事項を除く。）。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

~~~~~

## 議 案 説 明

教育委員会から教育長に委任された事務に関する処分についての審査請求の裁決を教育長への委任事項とするほか、教育委員会への審査請求に対する却下の裁決を教育長の専決事項とするため、規則の一部を改正しようとする事について、千葉市教育委員会組織規則第8条第2号の規定により議決を求めるものであります。

報告第3号

千葉市育英資金支給条例施行規則の一部改正について  
千葉市育英資金支給条例施行規則の一部改正について、次のとおり臨時代理により処理したので報告する。

平成30年4月18日提出

千葉市教育委員会教育長 磯野和美

千葉市教育委員会規則第 号

千葉市育英資金支給条例施行規則の一部を改正する規則  
千葉市育英資金支給条例施行規則（昭和37年千葉市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「75,800円」を「80,800円」に改める。

第4条第2号中「3,700円」を「3,300円」に、「3,500円」を「2,900円」に改める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

~~~~~

報 告 説 明

千葉市育英資金支給条例施行規則の一部改正について、千葉市教育委員会組織規則第9条第1項の規定に基づき臨時代理により処理したので、同条第2項の規定に基づき報告するものであります。